**第7号様式**（第5条の3関係）（表面）

給与額調書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 退職した職員 | ①氏　名 |  | ②性別 | 男・女 | ③生年月日及び年齢 | 　　　年　　月　　日生　　　（満　　歳） |
| ④住所又は居所 |  | ⑦勤続年数 | 年　　月 |
| ⑤就職年月日 | 年　月　日 | ⑥退職年月日 | 年　月　日 |
| ⑧失業者の退職手当算定の基礎となる給与総額 |
| 月別 | 給　料 | 手当 | 手当 | 手当 | 手当 | 手当 | 合　計 |
| 月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ⑨退職時の給料月額 | 円 | ⑩給与形態 | 月給・旬給・週給・日給・その他 |
| ⑪退職時に支払われた一般の退職手当等の額 | 円 | 説明欄 |  |
| ⑫退職事由 | 　別紙のとおり |
| ⑬上記の事項を確認する。　　　（退職した職員の氏名）（自署） |
| ⑭上記の事項は事実に相違ないことを証明します。　　年　　月　　日組合市町村の長　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

**第7号様式**（第5条の3関係）（裏面）

　　退職した職員の注意事項

１　記載上の注意

⑫欄（別紙「退職者記載欄」）には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の□の中に○印を記入すること。

⑬欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに組合市町村の長に申し出て訂正を受けること。

　　組合市町村での記載心得

１　職員が退職したとき、その職員が失業者の退職手当を受ける権利を有する場合には、この給与額調書に所定の事項を記載し、正副２通を作成し、うち１通を退職した職員に交付し、１通（写）を保管しておくこと。

２　記載上の注意

①欄には、退職した職員の氏名を記載すること。

②欄には、退職した職員の性別について男女のいずれかに○印を付けること。

③欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。

④欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。

⑤欄には、退職した職員の退職前引き続いて職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。

⑥欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。

⑦欄には、退職手当の算定の基礎となった勤続期間（条例第８条第８項及び第９項の規定に注意すること。）及び条例第１１条第２項の規定により通算される期間の合計期間を記載すること。

⑧欄には、退職した職員の退職の月前の最後６月間（退職日が月の末日の場合は、退職の月及び当該月前の５月間）に支払われた給与（臨時に支払われる給与及び３箇月を超える期間ごとに支払われる給与を除く。）の総額を記載すること。

⑨欄には、退職した職員の退職時の給料月額（給料が日額で定められている者にあっては、日額）を記載すること。

⑩欄には、退職した職員の給与形態について該当するものに○印を付けること。

⑪欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。

⑫欄（別紙「組合市町村の長の記載欄」）には、退職の主たる事由を一つ選択し、組合市町村の長の記載欄の□に○印を記入の上、具体的事情記載欄（組合市町村の長用）に具体的事情を記入すること。

**第7号様式**（第5条の3関係）（別紙）

|  |
| --- |
| ⑫退職事由【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記入してください。】 |
| 組合市町村の長の記載欄 | 退職者記載欄 | 退　　　職　　　の　　　事　　　由 | ※公共職業安定所記載欄 |
| □□□□□□□□□□ | □□□□□□ | 　１　定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることによるもの　２　定年、任用期間満了等によるもの　　(1)　定年による退職（定年　　歳）　　(2)　任用期間満了による退職　３　任命権者からの働きかけによるもの　　(1)　懲戒免職等処分　　(2)　地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分　　(3)　地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分　　(4)　退職勧奨　４　職場における事情に起因する退職　　(1)　勤務公署の移転により通勤困難となつたため　　(2)　公務上の傷病による退職　５　職員の個人的な事情に起因する退職　　(1)　職務に耐えられない体調不良、けが等があつたため　　(2)　妊娠、出産、育児等を行う必要があつたため　　(3)　家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があつたため　　(4)　配偶者との別居生活が継続困難となつたため　　(5)　転居により通勤困難となつたため　　　　　（新住所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　(6)　その他　　　　　（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　６　その他（１－５のいずれにも該当しない場合）具体的事情記載欄（組合市町村の長用） |  |